

令和 7 年 2 月 4 日

議 長 様

災害防止対策等調査特別委員会委員長

委員会調査中間報告書

本委員会の調査事項について、会議規則第 4 3 条の 2 第 2 項の規定により、調査の結果を次のとおり中間報告します。

1 調査事項

災害対策基本法第 2 条第 1 号に掲げる災害の防止対策の調査等に関する事項

2 調査の概要及び結果

(1) 令和 3 年 5 月 1 1 日（第 1 回委員会）

ア 海田町地域防災計画の修正について

海田町地域防災計画の修正案について執行部から説明を受けた。

イ 海田町国民保護計画の修正について

海田町国民保護計画の修正案について執行部から説明を受けた。

(2) 令和 3 年 7 月 2 9 日（第 2 回委員会）

ア 令和 3 年 7 月の大雨対応について

令和 3 年 7 月に発生した大雨に係る町の対応及び町内の被害状況について執行部から報告を受けた。

(3) 令和 3 年 9 月 3 0 日（第 3 回委員会）

ア 海田町国土強靱化地域計画（素案）について

海田町国土強靱化地域計画の素案について執行部から説明を受けた。

(4) 令和 3 年 1 1 月 1 6 日（第 4 回委員会）

ア 海田町国土強靱化地域計画（案）について

第 3 回委員会における委員からの意見及び海田町国土強靱化地域計画検討委員会の結果を踏まえて作成された「海田町国土強靱化地域計画案」について執行部から説明を受けた。

(5) 令和 4 年 5 月 1 2 日（第 5 回委員会）

ア 海田町地域防災計画の修正について

海田町地域防災計画の修正案について執行部から説明を受けた。

イ 安芸消防署の建替えについて

老朽化が進む安芸消防署の建替えに関し、安芸地区消防運営協議会での協議の結果、「旧海田町営プール跡地」を建設予定地として調整を進めることとなった旨、執行部から説明を受けた。その後の質疑において、各委員から建替えに当たっての意見や要望が出され、同協議会に申し入れするよう執行部に依頼した。

ウ 高潮ハザードマップの配布について

町が作成する高潮ハザードマップについて、当初予定よりも配布が遅れる見込みである旨、執行部から報告を受けた。

(6) 令和4年7月7日（第6回委員会）

ア 海田町地域防災計画の修正について

海田町地域防災計画の修正案について執行部から説明を受けた。

イ 安芸消防署の建替えについて

安芸消防署の建替えに関し、建設予定地として示された旧海田町営プール跡地の土地利用について、広島市と「土地使用に関する協定」を新たに締結し、安芸消防署用地の使用料を無償とする調整を進める旨、執行部から説明を受けた。

その後、安芸消防署の建設予定地を旧海田町営プール跡地とすることについて採決し、全会一致で了承することとした。

(7) 令和4年11月28日（第7回委員会）

ア 安芸消防署の建替えについて

安芸消防署の建設予定地が旧海田町営プール跡地となったことについて、地元自治会に説明した旨、執行部から報告を受けた。

併せて、委員会等においてこれまで出された意見、要望等を受け、広島市から、立地や周辺環境等を十分に考慮しつつ、住民や周辺施設等と共存できる消防署となるよう、消防署用地の使用範囲を旧海田町営プール跡地全体とする案が示された旨の説明を受けた。当該案について、委員会として了承することとし、平面図が示された段階で再度説明を求めることとした。

(8) 令和4年12月5日（第8回委員会）

ア 安芸消防署の建替えについて

広島市から示された消防署の配置計画案について、執行部から説明を受けた。

(9) 令和5年4月12日（第9回委員会）

ア 安芸消防署の建替えについて

安芸地区消防運営協議会において1市3町で合意した「安芸消防署新庁舎整備基本計画」の内容について、執行部から説明を受けた。併せて、町と広島市が締結する「広島市及び海田町共有持分の土地使用に関する協定書（案）」について説明を受けた。

(10) 令和5年5月12日（第10回委員会）

ア 海田町地域防災計画の修正について

海田町地域防災計画の修正案について執行部から説明を受けた。

(11) 令和6年4月11日（第11回委員会）

ア 安芸消防署の建替えについて

安芸消防署建替えに関し、進捗状況、事業費、今後のスケジュール等について執行部から説明を受けた。併せて、安芸地区消防運営協議会において1市3町で合意した「安芸消防署新築工事基本設計書」の内容について説明を受けた。

(12) 令和6年5月16日（第12回委員会）

ア 海田町地域防災計画の修正について

海田町地域防災計画の修正案について執行部から説明を受けた。

(13) 令和7年1月23日（第13回委員会）

ア 委員会調査報告について

これまでの調査内容について、次回の定例会において報告を行うこととした。